

活かしてナンボの会計

売上高が変わる収益認識会計基準の改正

■ 税理士法人 袖野会計

- ・代表社員 公認会計士・税理士 袖野守康
- ・社員 公認会計士・税理士 北爪功一

税理士法人袖野会計は、中堅・中小企業の税務会計業務のほか、経営改善、組織再編、事業承継、資金調達、会計システム導入、企業価値評価、事業再生などの支援業務を多数手掛ける。税務会計の処理代行だけでなく、企業に求められる財務戦略や経営企画の立案及び実行支援も行っている。株式会社の社外取締役・監査役、公益法人の監事等にも在任。(〒320-0806 宇都宮市中央1丁目9番11号 大銀杏ビル2階 TEL.028-651-3460 (代表) FAX.028-651-3461 URL : <http://www.sdncpa.or.jp> E-mail : soumu@sdncpa.or.jp)



1. 今までで一番大きな会計基準の変更

企業会計基準委員会(ASBJ)が、平成30年3月30日に公表した「収益認識に関する会計基準」は、前年7月の公開草案公表時に同委員会副委員長が会見で述べた通り、全産業にかかわるので、これまでの会計基準の変更と比べて一番影響が大きいものであるといえる。同基準は、平成33年4月1日以降開始する事業年度から被監査会社等の大会社は強制適用されるが、平成30年4月1日以降開始する事業年度においても早期適用することができることとされている。

平成30年4月から、同基準を早期適用した企業は、その第一四半期の売上高が、大手商社のように、倍増する例も見受けられる。商社の売上高の計上額が大幅に増加したのは、企業が財またはサービスを支配している取引は、収益に関して売上と仕入を総額で表示することとなるルールに変更されたことが原因であることである。一方、商品を納入時点ではなく販売時点で仕入とする消化仕入のように、企業が財またはサービスを支配していない取引は、在庫リスクを負担していないことから収益に関して売上と仕入を純額で表示することとなるルールとされたので、消化仕入の割合が高い百貨店業界の売上高は、大幅に減少するものと予想される。損益計算書上、売上と仕入を総額か純額かのいずれかで表示するかの違いであるので、どちらの会計処理でも売上総利益は同額となる。

同基準の改正による会計処理の主な変更点は、上記の表示が総額か純額かとなる取引に関するものの他、売上高の計上時期のタイミングに関するもの、有償取引に関するもの、ポイント制度や商品券等の取引等、収益に関する会計処理の全般に及び多岐にわたっている。

2. 法人税法の改正

従来、わが国では収益認識に関する包括的な会計基準がなかったにもかかわらず、法人税法において益金に計上すべき額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるという不明瞭なものとなっていたため、実務上は、国税庁の通達と裁判所の判決の積み重ねにより、具体的な益金の額を計算していた。会計においても、収益認識の具体的な基準は、税と同様、国税庁の通達と裁判所の判決であった。

「収益認識に関する会計基準」の制定を受け、平成30年度の法人税の改正により、法人税法第22条の2が創設され、収益を計上すべき事業年度や収益の額に算入すべき額などの具体的な定めが法律や政令で規定されたことを踏まえて、同基準と法人税法との関係を明らかにするため法人税基本通達(以下「収益認識通達」という。)も発遣された。収益認識通達の整備方針では、同基準は収益の認識に関する包括的な会計基準であるとし、履行義務の充足により収益を認識するという考え方は、法人税法上の実現主義又は権利義務確定主義の考え方と齟齬をきたすものではないので、収益認識通達にも、原則として同基準の考え方を取り込むこととした。しかし、同基準の適用に際して、過度に保守的な取り扱いや、恣意的な見積もりが行われる場合には、公平な所得計算の観点から問題があるため、独自の取り扱いを定めるとしてその適用にあたっては、一定の歯止めをかけている。なお、中小企業については、引き続き従前の会計原則等に則った会計処理も公正なる会計慣行の範囲内として認められることから、従前の取扱いによることも可能とするとしている。しかし、中小企業についても、返品調整引当金及び長期割賦販売等に係る延払基準は、法人税法上廃止されるので、税務処理の変更が必要となる。

中小企業も同基準に基づく会計処理を前提に、収益認識通達を個別的に適用することも可能であるので、経営管理上の業績評価が向上する等のメリットが認められるならば、会計処理を変更すべきである。